平成２１年（フ）第１９８２号
横浜市旭区今宿東町540番地　第３睦荘202号
債務者　持田　勝之
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０３４号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘２丁目35番10―106号
債務者　川島恵美子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８３号
北海道旭川市豊岡５条２丁目５番18号　カーサ豊岡201号室
債務者　野間田朱美
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８４号
北海道旭川市末広東２条２丁目５番24号
債務者　佐々木　誠
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９１号
北海道旭川市豊岡12条３丁目３番10号　シャンノール山田102号
債務者　齊藤　一郎
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９３号
北海道旭川市北門町13丁目2944番地　トーヨーハイツ201
債務者　下井　裕二
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９５号
北海道旭川市東光11条２丁目３番14号
債務者　吉野由美子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９８号
北海道旭川市10条通22丁目１番地の11　コジマハイツ１Ｆ
債務者　河野　昌樹
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９９号
北海道旭川市10条通22丁目１番地の11　コジマハイツ１Ｆ
債務者　河野　麻理
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４００号
北海道旭川市末広６条12丁目４番７号
債務者　古川　豊路
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０１号
北海道旭川市末広６条12丁目４番７号
債務者　古川久美子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０９号
北海道旭川市２条通18丁目732番地の１　コーポ２．18―Ａ205
債務者　坂口　誠一
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９８４号
神奈川県大和市福田654番地９　サンハイツ202
債務者　前泊　辰也
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１０５号
神奈川県大和市下鶴間2749番地
債務者　小倉　美和
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８３０号
横浜市戸塚区汲沢８丁目30番15―102号
債務者　河野　博子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部